逗子市介護人材育成事業補助金

２つのメニューをご用意しています

5万円（上限）

介護職員研修受講助成補助金

令和4年４月1日以降に介護職員初任者研修または、介護職員実務者研修の受講を修了した、市内在住の方または市内の介護事業所に勤務し主に身体介護のサービスに従事している方に、研修受講助成金としてお一人あたり上限5万円を支給します（別途支給要件を定めていますので、申請前にお問い合わせください）。

＊研修の受講料が5万円未満の場合は受講料の額が上限となります。

介護事業所等就労支援補助金

市内の介護事業所等において新たに雇用契約を結び、主に身体介護のサービスに従事し、勤務開始日から累計で勤務時間が100時間を超えた方にお一人あたり5万円を支給します（勤務開始日等、別途支給要件を定めておりますので、申請前にお問い合わせください）。

（ご注意）

いずれの補助金も予算に限りがあるため、支給要件に該当されても、ご要望に沿えない場合があります。

なお、支給要件と予算残額を確認する必要があるため、必ず申請前に介護保険係へご連絡ください。追って申請の受付可否についてお知らせします（事前のご連絡なく申請された場合は支給できませんのでご注意ください）。

手続きの流れ

申請前に事前連絡を行う（給付可能な場合は申請手続） ▶ **補助金申請書兼誓約書と添付書類を提出** ▶ **決定通知書が届いたら、請求書等を提出**

問い合わせ　逗子市高齢介護課介護保険係　電話 046-873-1111